

# 福岡県公報

平成24年5月1日  
第3391号

## 目次

### 告示(第801号-第809号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 1
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ..... 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 2
- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画 (農山漁村振興課) ..... 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 3
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 3
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) ..... 3

### 公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ..... 4
- 一般競争入札の実施 (システム管理課) ..... 5
- 落札者等の公示 (総務事務センター) ..... 8
- 落札者等の公示 (警察本部施設課) ..... 8
- 落札者等の公示 (警察本部施設課) ..... 9
- 落札者等の公示 (警察本部施設課) ..... 9
- 落札者等の公示 (警察本部施設課) ..... 10
- 意見募集の結果の公示 (都市計画課) ..... 10
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (保健衛生課) ..... 11

### 人事委員会

- 平成24年度福岡県職員採用 (I類・II類・III類・経験者) 試験の施行 (人事委員会事務局任用課) ..... 11
- 平成24年度福岡県職員採用選考試験 (前期) の実施 (人事委員会事務局任用課) ..... 13

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 15
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 15
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ..... 16

### 雑 報

- 保育士試験の実施 (子育て支援課) ..... 16

## 告 示

### 福岡県告示第801号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市中央4丁目3540番1及び3540番5から3540番11まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市城南区別府5丁目25番21号  
健康住宅株式会社  
代表取締役 畑中 直

### 福岡県告示第802号

三潞南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
梶 島 益 三	柳川市久々原 207 番地 1

**福岡県告示第803号**

山門郡三橋・瀬高土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任監事

氏名	住所
山 井 文 治	みやま市瀬高町上庄 1314 番地 2

## 2 就任監事

氏名	住所
原 義 道	みやま市瀬高町本郷 133 番地

**福岡県告示第804号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福津

(2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業地内100街区1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし**福岡県告示第805号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか14市町村の平成24年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	若松区 西小石町、原町、東小石町、赤崎町・大字小石・上原町・小石本村町・下原町・深町二丁目・響南町・大字安屋の各一部 小倉南区 葛原東三丁目・沼南町一丁目・沼本町一丁目・沼緑町一丁目・大字葛原・大字沼・大字曾根の各一部	平成24年4月16日から 平成25年3月29日まで
福岡市	干隈三丁目、干隈四丁目	〃
田川市	大字猪国・大字弓削田・大字伊加利の各一部	〃
柳川市	柳河（柳川市新町・出来町・細工町・南長柄町・北長柄町・東魚屋町・隅町・小道具町・椿原町・京町・恵美須町・片原町・常磐町・横山町・旭町・西魚屋町・曙町・八軒町・辻町・八百屋町・蟹町・材木町・糞屋町・鍛冶屋町・元町・上町・保加町・本船津町・新船津町・中町）、三橋町柳河、三橋町枝光、三橋町吉開	〃
行橋市	大橋一丁目・大橋二丁目の各一部	〃
小都市	三沢・力武の各一部	〃
春日市	春日原東町、春日原北町、春日原南町	〃

宮若市	倉久・四郎丸の各一部	〃
みやま市	瀬高町高柳・瀬高町大江・瀬高町小川・瀬高町文廣・瀬高町本郷の各一部	〃
香春町	大字採銅所の一部	〃
糸田町	宮床団地、貴船、宮床・自由ヶ丘の各一部	〃
大任町	大行事の一部	〃
赤村	大字赤の一部	〃
みやこ町	犀川八ツ溝、木山・犀川本庄・犀川崎山の各一部	〃
上毛町	宇野・垂水の各一部	〃

**福岡県告示第806号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	116	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 八幡東区役所保健福祉課 北九州市八幡東区食品衛生協会 会長 原田隆好	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 八幡東区役所保健福祉課	平成23年4月1日
旧		北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 八幡東区役所生活支援課内 北九州市八幡東区食品衛生協会 会長 原田隆好	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 八幡東区役所生活支援課内	

**福岡県告示第807号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	150	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 戸畑区役所保健福祉課 北九州市戸畑区食品衛生協会 会長 竹ノ上時美	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 戸畑区役所保健福祉課	平成23年4月1日
旧		北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 戸畑区役所生活支援課 北九州市戸畑区食品衛生協会 会長 竹ノ上時美	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 戸畑区役所生活支援課	

**福岡県告示第808号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
竹野第二土地改良区	平成24年4月19日

**福岡県告示第809号**

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

種類	題名	図書番号等	発行所	指定理由

図書	1	実話時代5月号	雑誌15277-05	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話時報5月号	雑誌05167-5	株式会社竹書房	
	3	実話ドキュメント5月号	雑誌05267-5	株式会社竹書房	

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年5月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
統合ヘルプデスク運用管理業務委託
- 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年5月25日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 運用管理業務契約の名称及び種類

統合ヘルプデスク運用管理業務委託

(2) 調達の仕様等

入札仕様書による。

(3) 契約期間

平成24年9月1日から36か月（3年間）

(4) 納入場所

福岡県総務部システム管理課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の



一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成24年5月25日（金）までに次の部局へ提出すること。

#### (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

#### (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

#### (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年6月14日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電子通信機器	AA
13	04	調査統計	AA
13	07	ソフトウェア開発	AA

#### (2) 当該役務又は同種同程度の役務を迅速かつ確実に提供できると認められる者

#### (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

#### (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

### 5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部システム管理課運用班（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3198（ダイヤルイン）

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 契約書作成の要否

要

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札説明書の交付期間及び交付場所

#### (1) 交付期間

平成24年5月1日（火）から平成24年5月21日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

#### (2) 交付場所

5の部局とする。

### 10 入札説明会

#### (1) 日時

平成24年5月14日（月） 午前10時00分から

#### (2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟 地下1階 行政1号会議室

#### (3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成24年5月11日（金）午後5時00分までに統合ヘルプデスク運用管理業務委託入札説明会参加予定者報告書をファクシミリで提出すること。

送付先 総務部システム管理課運用班 FAX番号:092-643-3121

11 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成24年6月14日(木) 午後5時00分
- (3) 提出方法  
直接又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必着)による。

12 開札

- (1) 日時  
平成24年6月15日(金) 午前11時00分
- (2) 場所  
福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁行政棟6階 システム管理課ミーティングルームA
- (3) 落札者がない場合の措置  
開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)と同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結しその証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)と同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(3)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Contractual coverage  
It is a contract agreement of service
- (2) Period of Contract  
It is 36 months from a Contract start date which a period is reckoned
- (3) Delivery Location  
Please find attached information for public tender
- (4) Time Limit of Tender  
5:00 P.M. 14 June , 2012
- (5) Contact Point for Notice  
Systems Management Division,  
Fukuoka Prefectural Office,  
7-7, Higashikoen , Hakata - ku,  
Fukuoka City, 812 - 8577,  
Japan  
TEL 092 - 643 - 3198  
FAX 092 - 643 - 3121

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称

- 福岡県財務会計システム統合保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成24年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社KCC
  - (2) 住所  
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
72,135,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）該当

公告

落札業者等について、次のとおり公告します。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称  
福岡県警察本部庁舎清掃業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部施設課



(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日  
平成24年3月15日

4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社セイビ九州

(2) 住所  
福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目19番3号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
241,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約の理由  
平成24年3月14日に一般競争入札を実施した結果、入札不調となったため、政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達規則第11条の(1)及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を実施したものである。

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称  
福岡自動車運転免許試験場庁舎清掃業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日  
平成24年3月27日

4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
キョウワプロテック株式会社

(2) 住所  
福島県福島市五月町3-20

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
62,861,400円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告日  
平成24年2月3日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称  
北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部施設課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日  
平成24年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名  
株式会社ケンビ
- (2) 住所  
北九州市戸畑区沖台1-3-8
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
43,575,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成24年2月3日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称  
筑後自動車運転免許試験場庁舎清掃業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部施設課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
総合システム管理株式会社
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅前1-15-20

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
52,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成24年2月3日

公告

都市計画法（以下「法」という。）に基づく開発行為等の審査基準の改正案について、平成24年2月17日から平成24年3月17日までの間、御意見を募集したところ、11件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見の概要と考え方

	意見内容	意見に対する考え方
1	開発行為にあたる「形の変更」の分類表について、「市街化調整区域1,000㎡以上」とすると、形の変更に該当しないが許可を要する案件を許可不要と誤解されるおそれがあるのではないか。	御意見を踏まえて、表の分類のうち「開発許可を要する対象規模」を「開発許可を要する形の変更の対象規模」と改めました。
2	災害危険区域等について開発行為から除外する理由が記されているが、審査基準にこのことを示す必要があるのか。また自己外利用で、これらの区域を含んだ申請をする場合の取扱いを記載するべきではないか。	理由の一文は審査基準の理解を促すためのものです。また自己外利用については、法第33条第1項第8号に説明があるので、審査基準でも言及するのは控えます。
3及び8	法第33条第1項第12号で申請者の資力及び信用を求めるのは、自己外利用の場合だけでよいのではないか。納税証明書の添付は必要ないのではないか。また、個人の場合、所得税だけでなく個人事業	開発行為の完了を確保する趣旨で、申請者の資力及び信用が申請の要件とされており、これを保証するものとしては納税証明書が最も適当と考えます。したがって、自己外利用に限らず、自己業務用の

	税を払う人もいるが、その場合どうするか。許可後に所得税違反が発覚した場合、許可は取り消すのか。	大規模な開発行為についてもこれを撤することとしております。また個人事業税については、事業の有無を調べなければならず事務を繁雑にするので、個人の場合は所得税の納税証明書のみとしております。許可後に税法違反が発覚した場合、「必要な資力及び信用があること」という要件を覆すものではない限りは取り消す必要はないと考えます。
4	市街化調整区域内の開発許可基準のうち、既存集落の定義として「おおむね40戸以上」の連たんから「おおむね」を取ったのは規制強化か。また「住宅系建築物」とは何か。	実際には「おおむね」を適用しない運用をしており、規定を実態に合わせたものです。「住宅系建築物」については、御意見を踏まえて、「戸建て住宅、併用住宅、長屋、共同住宅及び寄宿舍」に改めました。
5 及 び 6	「農家又は非農家の分家住宅」や「大規模既存集落内の分家住宅」を判定する際に重要な「世帯構成員」について、定義を示すべきではないか。また、「同居している世帯構成員」とあるが、「同居」と「世帯構成員」の事実確認は何をもってするのか。同居していない世帯構成員とはどのような場合で、その確認方法は何か。	御意見を踏まえて、「世帯構成員」の定義を「住民票で同一の世帯に記載されている構成員」と明示しました。これによって、後続の御質問も解決すると考えます。
7	福岡県開発審査会の議を経て認められる開発行為のうち「カ地域振興のための工場等」を「技術先端型業種」に絞ることについては、旧建設省通達（S61. 8. 2付建設省経民発第34号）により示されたもので、包括的な特徴を示したものでない。包括的に認めるのであれば「技術先端型業種に類する」等と表記すべきではないか。	同通達では、当該「工場等」は「技術先端型業種（略）の工場又は研究所」と表記されていますが、定義までは載っていませんので、ご意見のような厳密な表記はできかねます。しかし、御意見を踏まえて、「カ地域振興のための工場等」を「カ技術先端型業種の工場等」と改めました。
9	建築用空洞ブロック土留仕様については控え壁がある場合の図に、控え壁を損なわないような排水側溝を例示してはどうか。また、壁内の配筋に「横筋@800」の文言が抜けていないか。	設置場所について誤解を避けるため図示はいたしかねますが、御意見を踏まえて、「当該土留の上端付近に側溝を配置する場合は、控え壁との取り合いに注意すること」という注釈を追加しました。また後半の御意見を踏まえて「縦筋@800」を「縦横@800」に改めました。
	申請書様式中、「他法令の手続等」欄に	御意見を踏まえて、「他法令の手続等」

10 及 び 11	については、手続の有無、経過の状況を記入するもので、区域の有無を記入するものではないのではないか。	を「他法令の規制・手続等」に改めました。
--------------------	---	----------------------

2 施行予定日

平成24年5月1日

3 問い合わせ先

建築都市部都市計画課開発第1係

電話:092-643-3715

メールアドレス:toshi@pref.fukuoka.lg.jp

公告

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成24年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成24年4月19日から平成24年5月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

人事委員会

公告

福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・経験者）試験を別表のとおり施行する。

平成24年5月1日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

平成24年度福岡県職員採用試験

回数	種類	試験区分	受験資格	試験日	試験種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験の特例等	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他
							発表日	発表の方法					
第157回	I類	行政学校事務 児童福祉 土木建築 機械電気 農業林水 獣医師 薬剤師	年齢 獣医師 薬剤師	①昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 ②平成元年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者	第1次 6月24日	教養試験 専門試験	福岡市 東京都	第1次	7月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成24年5月21日から平成24年6月1日まで。 なお、郵送による申込みは平成24年6月1日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成24年5月21日から平成24年5月29日まで。	I類行政、II類行政事務及びIII類一般事務については、点字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び拡大文字による試験を実施する。	福岡県人事委員会事務局 福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
			上記以外	①昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 ②平成3年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者	第2次 7月中旬 8月上旬	論文試験 人物試験 身体検査 資格調査	福岡市	最終	8月中旬				
			資格・免許 獣医師 薬剤師	それぞれの免許を有する者又は平成25年5月までに免許を取得する見込みの者									
			児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は平成25年3月までに資格を取得する見込みの者									
第158回	II類	農業	昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	第1次 9月2日	教養試験 論文試験	福岡市 東京都	第1次	10月中旬	①持参又は郵送の場合は、平成24年7月17日から平成24年7月27日まで。 なお、郵送による申込みは平成24年7月27日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成24年7月17日から平成24年7月24日まで。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂）	福岡県人事委員会事務局		
			昭和52年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者で、平成24年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者	第2次 11月上旬	論文試験 人物試験 身体検査 資格調査	福岡市	最終	11月下旬					
第159回	II類	行政事務 学校事務 警察事務	昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	第1次 9月23日	教養試験 専門試験	福岡市	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成24年8月13日から平成24年8月24日まで。 なお、郵送による申込みは平成24年8月24日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成24年8月13日から平成24年8月21日まで。	⑦各大学、短大等の就職担当窓口 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 ※⑦については民間企業等職務経験者採用試験を除く。	福岡県人事委員会事務局		
			平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。）	第2次 10月11日 11月中旬	論文試験 人物試験 身体検査 資格調査	福岡市	最終	11月下旬					
	III類	一般事務 学校事務 警察事務 土木	土木は 教養試験 専門試験 上記以外は 教養試験	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第1次	10月上旬							
第159回	II類	行政事務 学校事務 警察事務	昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	第1次 9月23日	教養試験 専門試験	福岡市	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成24年8月13日から平成24年8月24日まで。 なお、郵送による申込みは平成24年8月24日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成24年8月13日から平成24年8月21日まで。	⑦各大学、短大等の就職担当窓口 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 ※⑦については民間企業等職務経験者採用試験を除く。	福岡県人事委員会事務局		
			平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。）	第2次 10月11日 11月中旬	論文試験 人物試験 身体検査 資格調査	福岡市	最終	11月下旬					

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。  
(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。  
(注3) 民間企業等職務経験者採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員又は自営業者として6ヶ月以上継続して就業することその他人事委員会が認めるものをいう。なお、現に福岡県職員（臨時的任用職員を除く。）である者はこの試験を受験することができない。

---

**公告**

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

平成24年5月1日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行



平成24年度福岡県職員採用選考試験（前期）

職種・区分	職務内容	採用時 勤務予定場所	受験資格			試験日	選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等 の配布場所	試験の申込先	その他	
			電 気 工 学	電 子 工 学	大 学 院				発 表 日	発 表 の 方 法					
保健師	保健師業務	保健福祉環境事務所等			保健師免許を有する者又は平成25年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和58年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者			福岡県庁舎行政棟北側告知板及び福岡県人事委員会事務局に合格者の受験番号を掲示する。合格者には書面で通知する。	①持参又は郵送の場合は、平成24年5月21日から平成24年6月1日まで なお、郵送による申込みは平成24年6月1日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成24年5月21日から平成24年5月29日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂）	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。	
研究 職 員	電子	LED照明機器等の光学、制御回路、安全・信頼設計などの電子・電気技術に関する試験、研究及び技術指導	電気工学、電子工学等に関する学科	大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者若しくは平成25年3月までに修了見込みの者又はこの能力を有する者	①昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 ②平成元年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者又は平成25年3月までに修了見込みの者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者	保健師は 教養試験 専門試験 上記以外は 専門試験 論文試験	福岡市 東京都	第1次	7月中旬					
	化学C	食品、医薬品、並びに生体試料中の化学物質等の試験及び研究	食品衛生学、生化学、分析化学、薬学、有機化学に関する学科												
	化学D	環境保全（大気、水質、土壌及び放射線等）に関する調査、試験及び研究	分析化学、環境化学、環境工学、放射線等に関する学科												
	生物	生物多様性保全、環境保全等に関する野生動物（哺乳類、鳥類等）の調査、試験及び研究	動物科学、動物生態、生物保全等に関する学科												
児童自立支援 専門員	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務	福岡学園			児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第82条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成25年5月までに資格を取得する見込みの者	昭和52年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者	保健師は 論文試験 人物試験 身体検査 資格調査 上記以外は 人物試験 身体検査 資格調査	第2次	7月下旬～8月上旬					

(注1) この試験を受験できない者  
・地方公務員法第16条に該当する者

(注2) 上表中、「大学院」とは学校教育法に規定する大学院その他人事委員会が認めるものをいう。

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第117号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年5月1日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所等

#### (1) 講習会の日時

平成24年6月14日（木） 午前10時から午後5時までの間

#### (2) 講習会の場所

福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

#### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第118号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年5月1日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成24年6月5日（火） 13：30～16：30	北九州市門司区西海岸二丁目3番13号 門司警察署 会議室	門 司 警 察 署
平成24年6月26日（火） 13：30～16：30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕 屋 警 察 署
平成24年6月26日（火） 13：30～16：30	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直 方 警 察 署

### 2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**福岡県公安委員会告示第119号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成24年5月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年7月5日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
平成24年7月19日（木） 9：00～17：00（原則）			18名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年7月19日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**雑 報**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成24年5月1日

社団法人全国保育士養成協議会

会長 大場 幸夫

1 試験日

筆記試験 平成24年8月4日（土）・5日（日）

実技試験 平成24年10月14日（日）

※自然災害等により試験日を延期することがあります。

2 受験申請書受付期間及び提出方法

## (1) 受付期間

平成24年4月2日（月）から平成24年5月14日（月） ※5月14日（月）消印まで有効

※期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

※簡易書留による郵送のみの受付となります。

## (2) 提出方法

受験申請書及び関係書類は、必ず一括して指定の専用封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

注意1：1つの封筒で1人分までとします。

注意2：ポストへ投函はせず、必ず郵便局の窓口から簡易書留でお出しください。

注意3：提出された受験申請書等は、返却できません。

注意4：受験申請書には必ず連絡がとれる住所・電話番号を記入してください。  
申請内容に関する問い合わせの連絡がとれない場合は受験できないことがあります。

## 3 試験会場

筆記試験 福岡大学附属大濠中学校・高等学校 福岡市中央区六本松1丁目12-1

実技試験 福岡女学院中学校・高等学校 福岡市南区日佐3-42-1

注意1：試験会場への地図は、『受験票』に掲載します。

注意2：試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。

注意3：筆記試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。

注意4：交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認をし、余裕をもって来場してください。

注意5：受験申請書の提出後は、試験会場の変更はできません。

注意6：試験会場は会場の都合により、変更になる場合があります。

## 4 試験の概要

## (1) 試験日と試験科目

## 筆記試験

試験日	試験科目	入室時間	試験時間
8月4日（土）	社会福祉	9：20	9：30～10：30
	児童福祉	10：50	11：00～12：00
	発達心理学	12：50	13：00～13：30
	精神保健	13：50	14：00～14：30
	小児保健	14：50	15：00～16：00
8月5日（日）	小児栄養	9：20	9：30～10：30
	保育原理	10：50	11：00～12：00
	教育原理	12：50	13：00～13：30
	養護原理	13：50	14：00～14：30
	保育実習理論	14：50	15：00～16：00

実技試験 ※幼稚園教諭免許所有者を除く、筆記試験全科目合格者のみ行います。

10月14日（日）	音楽 ・ 絵画制作 ・ 言語 (幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に必ず2分野を選択する。)
-----------	---

集合時間等については、実技試験受験票にて確認してください。

## (2) 配点及び合格基準

各科目・分野において、満点の6割以上を得点した者を合格とします。

※『発達心理学』及び『精神保健』は、同年に両科目とも6割以上を得点した者を合格とします。

また、『教育原理』及び『養護原理』も、同年に両科目とも6割以上を得点した者を合格とします。

実技試験は、受験申請時に2分野を選択し、同年に両分野とも6割以上を得点した者を合格とします。

## 筆記試験

科目	満点
社会福祉	100
児童福祉	100
発達心理学	50
精神保健	50
小児保健	100

科目	満点
小児栄養	100
保育原理	100
教育原理	50
養護原理	50
保育実習理論	100

## 実技試験

分野	満点
分野	50
音楽	50
絵画制作	50
言語	50

## (3) 筆記試験について

① 筆記試験当日は、受験票・HB～Bの鉛筆又はシャープペンシル・消しゴムを各自持参してください。（筆記試験は、マークシート方式にて行います。）

※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

② 試験会場への入場開始は、午前8時30分からとします。

※ 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

③ 試験開始10分前までに試験教室へ入室してください。

試験開始後20分までは入室を認めます。

ただし、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、試験開始後の入室は認めません。

④ 試験中机の上に置けるものは、受験票・筆記用具（筆箱）・腕時計（計算機、電話等の機能のついていないもの）とします。（置時計は不可）

※机の上に、携帯電話等を置くことを禁止（時計としての使用も禁止）します。

試験教室に持ち込む場合は、電源を切ってください。

⑤ カンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、

今年受験の試験科目全てについて無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

⑥ 試験教室からの途中退室は、試験開始後30分を経過した後から終了5分前までとします。なお、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、途中退室は認めません。

⑦ 試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装でおいってください。

⑧ 音（アラーム等）を発するものの使用は禁止します。

## (4) 実技試験について

① 幼稚園教諭免許所有者を除く、筆記試験全科目合格者のみ行います。

② 受験票は必ず持参してください。受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

③ 受験票記載のガイダンス開始時刻に必ず集合してください。

※試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

④ 各自の実技試験開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。

⑤ 会場によっては試験が夕刻まで及ぶ場合があります。

⑥ 受験中、携帯電話等の機器の電源は全て切ってください。携帯電話等の機器を受験中に使用することは不正行為とみなされる場合があります。不正行為とみなされた場合、実技試験は無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

⑦ 幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に下記の中から必ず2分野を選択してください。

注意1：受験申請書提出後の分野変更はできません。

注意2：選択していない分野の受験はできません。

注意3：試験会場内で練習はできません。

## 音 楽

## 課題曲

ア. 『大きなたいこ』（作詞 小林純一・作曲 中田喜直）

イ. 『おんまはみんな』（作詞 中山知子・アメリカ民謡）



幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いすること。  
(楽譜の持込可)

ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。

ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものをを用いる。

ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。

いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調して歌うのも可。

注意1：ピアノ以外の楽器は持参すること。

注意2：ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。

カポタストの使用は可。

注意3：アコーディオンは独奏用を用いること。

#### 絵画制作

『保育所（園）での子どもたちと保育士との活動の一場面を表現する』

注意1：表現に関する条件を試験の当日に提示します。

注意2：当日は、鉛筆またはシャープペンシル（HB～2B）、色鉛筆（12～24色）、消しゴムを各自で用意してください。

（色鉛筆は油性色鉛筆・水性色鉛筆も可としますが、水性の場合、水分を塗布することは禁止します。また、クレヨン・パス・マーカーペン等の使用は不可とします。）

※ 携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

注意3：受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意4：試験時間は45分です。

注意5：解答用紙の大きさはB4判としますが、紙の種類および絵を描く欄の

形や大きさは、試験の当日に提示します。

#### 言語

各自3歳児に適した童話等を3分以内にまとめて話す。

自分の前にいる20人程度の3歳児クラスの幼児に集中して話を聞かせる時間という想定のもとに話す。

話は、童話・昔話等自由とする。

注意1：題名は開始合図のあと、必ず一番初めに伝えてください。

注意2：絵本・道具（台本・人形）等の使用は一切禁止です。絵本を読んだり、道具を使ったりした場合は、不正行為になりますので注意してください。不正行為とみなされた場合、実技試験は無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

注意3：3分間は退出できません。時間は係員が計ります。

#### 5 受験申請手続

##### (1) 受験手数料及び支払方法等

受験手数料

12,900円（内訳:受験手数料12,700円+受験の手引き郵送料200円）

「保育士試験受験の手引き」に同封の払込取扱票（3連式）により、郵便局の窓口にて受験の手引き郵送料（200円）を含む12,900円を納付し、振替払込受付証明書を切り離し受験申請書（裏面）の指定位置に貼付してください。

注意1：振込手数料は、受験申請者の負担となります。

注意2：ATMでの振込はしないでください。また、現金・現金書留・郵便小為替では受け付けできません。（データ確認の都合上、ATMではなく、窓口にて払い込み願います。）

注意3：受験手数料の返金はできません。

注意4：収納印（受付局日付）が押印されていない振替払込受付証明書は、受け付けできません。

注意5：筆記試験受験票又は筆記試験結果通知書が届くまで振替払込請求書兼

受領証と書留・特定記録郵便物等受領証は、大切に保管してください。  
。受験申請書の未着や払い込みの確認の際に必要です。

(2) 受験申請書受付期限及び提出書類

【受験申請受付期限】 平成24年5月14日（月）消印まで有効

※期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

※簡易書留による郵送のみの受付となります。

次に掲げる書類を一括して指定の専用封筒に入れ、必ず簡易書留で郵送してください。

① 保育士試験受験申請書

② 証明写真（縦3.5cm×横3cm受験申請日前3か月以内に撮影したものを受験申請書表面の指定位置に貼付）

※受験申請者本人（胸部から頭まで）のみを撮影したもの、無帽、無背景、鮮明であるものとする。

平常の表情であるものとする。印画紙（写真専用紙）に印刷されたものとする。

（眼鏡の枠・前髪・装飾品・影などが目や顔の一部を隠しているもの、笑顔、普通紙などでの印刷は不可）

証明写真として不適切と判断した場合は再提出となります。

③ 振替払込受付証明書（受験申請書裏面の指定位置に貼付）

④ 受験資格を証明する必要書類および科目免除の必要書類（「(4)の受験資格及び必要書類一覧」を参照。）

※必要書類が不足・不備・未提出、受験申請書の記入漏れ、また受験申請書提出後に免除を申し出た場合は受験・免除申請ができません。

注意：受験申請書提出後の内容照会や変更は受け付けませんので、受験申請書や必要書類（免除内容等）はコピーを保管する等、各自で把握してください。

(3) 筆記試験受験票の送付

「筆記試験受験票」は平成24年7月14日（土）から平成24年7月22日（日）までの期間に送付します。

※上記期日を過ぎても届かない場合は、7月23日（月）から7月27日（金）までの

期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

※筆記試験全科目免除者には、筆記試験受験票は送付しません。

※受験票が届いた時点で、カナ氏名・生年月日・住所・受験科目等に誤りがなければ確認してください。誤りがあった場合は、至急、保育士試験事務センターへ連絡してください。

(4) 受験資格及び必要書類一覧

①初めて受験する方（平成22年及び平成23年に合格科目がない方も含む）

該当する受験資格を下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

注意：必要書類に旧姓が記載されている方は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本の提出が必要です。（コピー不可）

※戸籍抄本等が複数ページに綴られている場合は全て提出してください。

※各証明書の内容（旧姓の記載など）を確認し、提出してください。

区分	No.	受験資格	必要書類（全て原本）	注意点
大 学 (学部・ 学科不問)	A-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	A-2	大学院在学もしくは修了した者	学校発行の在学（修了）証明書	修了証書等不可
	B-1	2年以上在学かつ62単位以上修得済の者（大学卒業が見込まれる者・中退者も含む）	「保育士試験受験の手引き」に同封の62単位以上修得（見込）証明書	※注2
	B-2	2年以上在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		※注1・※注2
	B-3	1年以上2年未満在学かつ62単位以上修得済の者		
B-4	1年以上2年未満在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者			

学校教育法による

短期大学 (学科不問)	B-5	編入学した者	保育士試験事務センターへ連絡してください	
	C-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	C-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1・※注4
専修学校 各種学校 (学科不問)	C-3	短期大学専攻科在学もしくは修了した者	学校発行の在学(修了)証明書	卒業証書等不可
	D-1	専修学校の専門課程・各種学校を卒業した者(詳細は「9受験資格詳細(1)の⑤」参照)		卒業証書等不可
	D-2	専修学校の専門課程・各種学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者(詳細は「9受験資格詳細(1)の⑤」参照)	「保育士試験受験の手引き」に同封の専修学校/各種学校卒業(見込)証明書 ※学校発行の卒業(見込)証明書は不可	※注1
	D-3	平成3年3月31日以前に専修学校の高等課程を卒業した者(詳細は「9受験資格詳細(1)の⑤」参照)		卒業証書等不可
高等専門学校	E-1	高等専門学校を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	E-2	高等専門学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1
高等学校 専攻科	F-1	高等学校専攻科(修業年限2年以上)を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	F-2	高等学校専攻科(修業年限2年以上)最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1

中等教育 学校後期 課程 専攻科	G-1	中等教育学校後期課程専攻科(修業年限2年以上)を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	G-2	中等教育学校後期課程専攻科(修業年限2年以上)最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1
特別支援 学校 専攻科	H-1	特別支援学校専攻科(修業年限2年以上)を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	H-2	特別支援学校専攻科(修業年限2年以上)最終学年在学中で今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	※注1
高等学校 卒業	J-1	平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書等不可
	J-2	平成8年3月31日以前に高等学校保育科を卒業した者		
高等学校 卒業 +勤務経験 (※注3)	K-1	平成3年4月1日以降に高等学校卒業後(保育科は平成8年4月1日以降卒業後)、児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者(詳細は「9受験資格詳細(2)」参照)	学校発行の卒業証明書と、「保育士試験受験の手引き」に同封の児童福祉施設勤務証明書	卒業証書等不可
勤務経験 (※注3)	L-1	児童福祉施設で5年以上児童の保護に従事した者(詳細は「9受験資格詳細(3)」参照)	「保育士試験受験の手引き」に同封の児童福祉施設勤務証明書	
	M-1	外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者	保育士試験事務センターへお問い合わせください	

上記に該当しない方は、受験申請前に保育士試験事務センターにお問い合わせください。

※注1 見込受験をした者について、今年度中に卒業できなかった場合、62単位以

上修得できなかった場合、あるいは在学2年間に満たなかった場合、合格（一部科目合格）は無効となります。

※注2 「保育士試験受験の手引き」に同封の62単位以上修得（見込）証明書が提出できない場合は、学校発行の証明印のある「62単位以上修得（見込）を証明する書類（成績証明書等）」と「在学証明書（在学期間がわかるもの）」を提出してください。

※注3 放課後児童クラブ（学童保育）での勤務経験の方は、「9 受験資格詳細(3)の①のiv：(3)の②」を参照してください。

※注4 短期大学に2年以上在学かつ62単位以上修得し中退した方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターへ連絡してください。

②平成22年・平成23年に一科目以上合格された方

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

受験申請時に必要書類が提出されていない場合は、合格科目があっても免除申請ができません。

幼稚園教諭免許所有者は③も併せて参照してください。

免除対象者	必要書類（原本不可）	免除内容
平成22年一部科目合格者	①平成22年の一部科目合格通知書のコピー	・平成22年に合格した科目
平成23年一部科目合格者	②平成23年の一部科目合格通知書のコピー	・平成23年に合格した科目
平成22年及び平成23年一部科目合格者	①平成22年の一部科目合格通知書のコピー ②平成23年の一部科目合格通知書のコピー ※①、②両方の必要書類が必要。	・平成22年及び平成23年に合格した科目

※「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）を提出する必要はありません。

※一部科目合格通知書を紛失した方は、「合格科目免除願」を提出することにより、免除手続きができます。手続きを希望する場合は、受験申請書と一緒に「合格科目免除願」を提出してください。

※ 免除申請科目の再受験を希望して、再受験科目が不合格、または欠席した場合でも、平成22年・平成23年に合格した科目が有効であることに変わりません。

③幼稚園教諭免許をお持ちの方

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、それぞれ必要書類を提出してください。

幼稚園教諭免許状のコピーまたは教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピーだけでは受験できません。

注意：必要書類に旧姓が記載されている方は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本の提出が必要です。（コピー不可）

※戸籍抄本等が複数ページに綴られている場合は全て提出してください。

※各証明書の内容（旧姓の記載など）を確認し、提出してください。

免除対象者	必要書類	免除内容
幼稚園教諭免許所有者 （臨時免許を除く）	①「幼稚園教諭免許状のコピー」又は「教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピー」（原本不可・カラーコピー禁止） ②次のいずれかに該当する必要書類 ・初受験者は「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）の原本 ・一部科目合格者は「②平成22年・平成23年に一科目以上合格された方」に記載の必要書類のコピー ※①、②両方の書類が必要	・発達心理学 ・教育原理 ・実技試験
幼稚園教諭免許所有者 （臨時免許を除く） + 指定保育士養成施設 （※注1）での科目履修等により教科目を修得した者（※注2）	①「幼稚園教諭免許状のコピー」又は「教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピー」（原本不可・カラーコピー禁止） ②教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」の原本 ※「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。 ③次のいずれかに該当する必要書類 ・初受験者は「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）の原本 ・一部科目合格者は「②平成22年・平成23年に一科目以上合格された方」に記載の必要書類のコピー ※①～③すべての書類が必要	・発達心理学 ・教育原理 ・実技試験  +  ・幼教専修証明書により免除された科目（※注3）



※注1 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設。（児童福祉法第18条の6第1号にて規定）

※注2 平成24年受験申請の後に修得した教科目は平成25年以降の試験から免除対象となります。受験申請後の免除、修得の見込み等の免除は出来ません。

※注3 「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」（幼教専修証明書）に記載される教科目が免除科目になります。証明書の内容を必ず確認してください。

※教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書は、幼稚園教諭免許状を交付した都道府県の教育委員会が発行しています。

※幼稚園教諭免許状・教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピー及び幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書の原本は、前回受験した際に提出されていても、今年も提出が必要です。

## 6 試験結果通知

### (1) 筆記試験結果通知

「筆記試験結果通知書」は、受験申請者全員に平成24年9月15日（土）から平成24年9月23日（日）までの期間に送付します。筆記試験全科目合格者（実技試験受験対象者）には、筆記試験結果通知書と併せて『実技試験受験票』を送付します。

※上記期日を過ぎても届かない場合は、9月24日（月）から9月28日（金）までの期間に保育士試験事務センターまでご連絡ください。

※実技試験受験票が届いた時点で、受験分野等に誤りがないか確認してください。

誤りがあった場合は、至急、保育士試験事務センターまでご連絡してください。

### (2) 実技試験結果通知（保育士試験合格通知書・保育士試験一部科目合格通知書）

「実技試験結果通知」は、平成24年11月23日（金）から平成24年12月2日（日）までの期間に下記の通知書と併せて送付します。

①保育士試験に合格した方…『合格通知書』

②筆記試験で1科目以上合格した方…『一部科目合格通知書』

③筆記試験全科目免除で実技試験が不合格だった方…『実技試験結果通知書』

※合格した筆記試験科目は、科目毎に合格した年を含めて、3年間有効です。

注意：平成25年からの試験科目となる「子どもの保健」については、「発達心理学及び精神保健」及び「小児保健」がともに合格していないと免除になりません。

「受験の手引き」のP20・21を参照してください。

※筆記試験にて、合格科目がなく、実技試験受験対象者でない方へは①～③の通知は送付しません。

（9月に送付する筆記試験結果通知書が最後の送付物となります。）

※上記期日を過ぎても届かない場合は、12月3日（月）から12月14日（金）までの期間に保育士試験事務センターまでご連絡してください。

※筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問い合わせには一切応じられません。

## 7 保育士の登録

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に登録事務処理センターにて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

※登録の手続きには、申請書類の受付よりおおむね2か月程度かかります。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

TEL 03-5485-3150 URL <http://www.hoikushi.jp>

※保育士試験事務センターとは、別団体です。

## 8 その他注意事項

(1) 受験票や各通知書の不達・紛失のお問い合わせは、受験者ご本人からのみとします。

(2) 受験の際の注意事項

① 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

② 試験当日欠席される場合、保育士試験事務センターに連絡する必要はありません。

③ 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。



- ④ 交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認をし、余裕をもって来場してください。
- ⑤ 試験会場へは、公共交通機関を利用してください。
- ⑥ 会場では係員の指示に従ってください。
- ⑦ 当日の昼食は、各自持参してください。
- ⑧ ゴミは試験会場には捨てず、各自で持ち帰ってください。
- ⑨ 筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がありますが、これらの業者と保育士試験事務センターは関係がありませんので注意してください。

(5) 受験に際して補助等個別対応の必要な方は、受験申請前に保育士試験事務センターまで連絡してください。

詳細は登録事務

#### 9 受験資格詳細

(1) 次のいずれかに該当する方は受験資格があります。

- ① 学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- ② 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ③ 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ④ 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）又は特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ⑤ 専修学校（専門学校）と各種学校について
  - i) 学校教育法第124条及び第125条による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る）又は各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者
  - ii) i) に規定する当該専修学校の専門課程または当該各種学校の最終学年に在

学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

iii) 平成3年3月31日以前に学校教育法第124条及び第125条による専修学校の高等課程（修業年限3年以上のものに限る）を卒業した者

- ⑥ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- ⑦ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者。
- ⑧ 児童福祉施設において、5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童の保護に従事した者。

(2) 次の①または②に該当する場合は、経過措置により受験資格があります。

- ① 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む）若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- ② 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

(3) 次の①～③に該当する者は、受験を希望する都道府県知事の認定を受け受験ができます。

- ① 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる(ア)～(オ)の施設等において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童等の保護または援護に従事した者。
  - i) 「子育て支援交付金の交付対象事業等について」に規定するへき地保育所
  - ii) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
    - a: 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設

b：障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）

iii) 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に規定する家庭的保育事業及び、複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施するグループ型小規模保育事業

iv) 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号）に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

v) 児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第35条第4項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）

② 上記①に掲げる施設等において、5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童等の保護または援護に従事したもの。

③ 上記(1)の①～⑥に準ずる者

10 保育士試験に関するお問い合わせ先

保育士試験指定試験機関

社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

フリーダイヤル：0120-4194-82

ホームページ：http://www.hoyokyo.or.jp/exam/

ファックス：03-3590-5593

電話：03-3590-5561

Eメール：shiken@hoyokyo.or.jp